

議案第 75 号

令和元年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度三田市水道事業会計未処分利益剰余金を下記のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 未処分利益剰余金の額

579,120,782 円

2 未処分利益剰余金の処分の方法

上記 1 の額のうち、91,538,872 円を資本金に組入れ、487,581,910 円を建設改良積立金に積み立てる。